

## ○三重県市町村職員共済組合資金貸付規則

〔昭和38年2月27日〕  
三職共規則第12号

改正 昭和39年2月22日三職共規則第7号 昭和39年10月6日三職共規則第12号  
昭和45年9月14日三職共規則第7号 昭和46年2月26日三職共規則第1号  
平成19年2月20日三職共規則第2号 平成27年11月5日三職共規則第8号

（目的）

**第1条** この規則は、地方公務員等共済組合法第25条の規定に基づき、経過的長期預託金管理経理資金の一部を行政目的の実現に資するため、組合を組織する地方公共団体（以下「市町等」という。）の一時借入れに対する貸付けについて必要な事項を定めることを目的とする。

（貸付けの限度）

**第2条** この貸付金の総額及び各市町等への貸付最高限度額は、組合会において決定する。

2 理事長は、毎事業年度当初に資金の運用状況を勘案し、当該年度の貸付計画額を組合会に提出しなければならない。

（貸付けの金額）

**第3条** 各市町等に対する貸付金額は、前条の限度以内において理事長が決定する。ただし、組合に対し、掛金、負担金の著しい未納又は旧債の元利金等の未済のあるときは、貸付金額を減額し、又は貸し付けないことができる。

（貸付けの条件）

**第4条** 貸付金の貸付期間は、当該貸付けの日の属する年度内とする。

2 貸付金の利子は、地方公務員等共済組合法施行規程第12条第2項（同規程附則及びこれらに基づく総務省の通知を含む。）に定める利率とし、円位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 貸付金及び利子は、返済期日に必ず返済納入するものとする。ただし、返済期日が組合休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて返済納入するものとする。

4 前項による返済納入なき場合は、その元利金に対しその翌日から返済の日まで国の債権の管理等に関する法律施行令第29条に規定する財務大臣の定める率の延滞利子を徴収する。

（貸付けの制限）

**第5条** 貸付けを受けた市町等がこの規則による貸付条件に違反し、又は理事長において必要と認めるときは、その全部又は一部を繰り上げて、返済せしめることができる。

（貸付けの申込）

**第6条** 貸付金の貸付けを受けようとする市町等は、次に掲げる書類を借入希望期日の1月前までに理事長に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（様式第1号）
- (2) 当該一時借入金に関する予算の抄本及び現在高調書

（貸付けの決定）

**第7条** 理事長は、借入申込書を受けたときは、速やかに審査して貸付金額、貸付期間等を決定し、資金貸付決定通知書（様式第2号）を申込団体の長に送付するものとする。

**第8条** 申込団体の長は、前条の通知書に指定する日に、借用証書（様式第3号）及び収入役の領収書を理事長に提出して貸付金を受け取るものとする。

（貸付金の返済）

**第9条** 理事長は、返済期日の少なくとも7日前までに当該借入団体の長に対し、貸付金満期通知書（様式第4号）を送付して通知するものとする。

2 貸付金の元利金は、送金明細を添えて組合の指定する金融機関に払い込むものとする。

（委任）

**第10条** この規則に定めるもののほか、資金貸付に関し、必要な事項は、別に理事長が定めることができる。

## 附 則

この規則は、昭和38年10月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和38年9月15日から施行する。

**附 則**（昭和39年2月22日三職共規則第7号）

この規則は、公告の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和39年10月6日三職共規則第12号）

この規則は、公告の日から施行し、昭和39年10月1日から適用する。

**附 則**（昭和45年9月14日三職共規則第7号）

この規則は、公告の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和46年2月26日三職共規則第1号）

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年2月20日三職共規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年11月5日三職共規則第8号）

この規則は、平成27年11月5日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

**様式第1号**

借 入 申 込 書

- (1) 金額
- (2) 用途
- (3) 借入を必要とする理由
- (4) 借入希望期日
- (5) 返済財源
- (6) 返済期日
- (7) 指定金融機関名

上記のとおり三重県市町村職員共済組合資金貸付規則により借用したいので別紙関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

申込団体の長

印

三重県市町村職員共済組合

理事長

様

**様式第2号**

三職第                    号

資金貸付決定通知書

- (1) 貸付金額    金
- (2) 貸付期日
- (3) 返済期日

上記のとおり組合資金貸付規則に基づいて貸付することに決定したから借入の手続をとられるよう通知します。

なお、        年    月    日当組合より貴指定の口座へ送金いたしますので念のため申し添えます。

年    月    日

三重県市町村職員共済組合

理事長

印

様

様式第3号

借 用 証 書

金 円也

上記の金額を本日下記条件をもって借用しました。ついては三重県市町村職員共済組合資金貸付規則及び借入条件厳守の上、元利金は返済期日に相違なく返済いたします。

記

- (1) 利 子 年 パーセント
- (2) 返済期日 年 月 日
- (3) 利子支払 返済期日に借入れの日から返済期日の日まで日割計算により支  
期日及び 払います。  
方法
- (4) 延滞利子 返済期日に元利金の全部、又は一部の返済をしなかった場合に  
は、延滞元利金に対し返済期日の翌日から返済の日まで年 パー  
セントの延滞利子を支払います。
- (5) 元利金支 組合の指定する金融機関  
払の場所

年 月 日

申込団体の長

印

三重県市町村職員共済組合

理事長

様

**様式第4号**

貸付金満期通知書

金	円也								
内訳									
元金	円也								
利子	円	自	年	月	日				
		至	年	月	日	日分			

(1) 払込銀行名

上記貸付金は 年 月 日が返済期日となっておりますので指定銀行にお払込み願います。

年 月 日

三重県市町村職員共済組合

理事長

印

様